

平成二十三年法律第五十二号

家事事件手続法

第一章　総則	第一章　通則 （第一条～第三条） 第二章　管轄 （第四条～第九条） 第三章　裁判所職員の除斥及び忌避 （第十条～第十六条） 第四章　当事者能力及び手続行為能力 （第十一条～第二十一条） 第五章　手続代理人及び補佐人 （第二十二条～第二十七条规定） 第六章　手続費用 第一節　手続費用の負担 （第二十八条～第三十一条）
第二編　家事審判に関する手続	第七章　家事事件の審理等 （第三十三条～第三十七条） 第八章　電子情報処理組織による申立て等 第九章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿 （第三十八条～第三十八条の二） （第三十九条～第四十条）
第一章　総則	第一節　家事審判の手続 第一款　通則 （第三十九条～第四十条） 第二款　家事審判の申立て （第四十九条～第五十条） 第三款　家事審判の手続の期日 （第五十一条～第五十五条） 第四款　事実の調査及び証拠調調べ （第五十六条～第六十四条） 第五款　家事審判の手続における子の意思の把握等 （第六十五条）
第六款　家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則	（第六十六条～第七十二条） 第七款　審判等 （第七十三条～第八十一条） 第八款　取下げによる事件の終了 （第八十二条～第八十三条）

第九款 高等裁判所が第一審として行う

第二節 不服申立て	第一款 審判に対する不服申立て
第三目 許可抗告（第九十七条・第九十八条）	第一目 即時抗告（第八十五条・第九十三条）
第二節 特別抗告（第九十四条・第九十五条）	第五節 戸籍の記載等の嘱託（第一百六十六条）
第一章 家事審判事件	第一節 成年後見に関する審判事件（第一百七十七条）
第二節 保佐に関する審判事件（第一百二十九条）	第二節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第一百四十五条・第一百四十六条）
第三節 補助に関する審判事件（第一百三十五条）	第三節 失踪の宣告に関する審判事件（第一百四十七条）
第四節 在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第一百四十五条・第一百四十六条）	第四節 失踪の宣告に関する審判事件（第一百四十九条）
第五節 婚姻等に関する審判事件（第一百五十五条）	第五節 親子に関する審判事件（第一百五十八条）
第六節 款嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（第一百五十九条）	第六節 婚姻等に関する審判事件（第一百五十九条）
第七節 親子に関する審判事件（第一百五十八条）	第七節 款嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（第一百五十九条）
第一款 親子に関する審判事件（第一百五十八条）	第一款 親子に関する審判事件（第一百五十八条）
第二款 子の氏の変更についての許可の審判事件（第一百六十条）	第二款 子の氏の変更についての許可の審判事件（第一百六十条）
第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件（第一百六十二条）	第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件（第一百六十二条）
第四款 養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判事件（第一百六十二条）	第四款 養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判事件（第一百六十二条）

第五款 死後離縁をするについての許可

第六 款離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件
 第七 款特別養子縁組に関する審判事件
 (第一百六十四条—第一百六十六条)
 第八節 親権に関する審判事件 (第一百六十七条—第一百六十九条)
 第九節 未成年後見に関する審判事件 (第二百八十七条—第二百八十九条)
 第十節 扶養に関する審判事件 (第二百九十条—第二百九十二条)
 第十一節 推定相続人の廃除に関する審判事件 (第二百九十三条—第二百九十五条)
 第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件
 (第一百九十条)
 第十三節 遺産の分割に関する審判事件
 (第二百九十二条—第二百九十三条)
 第十四節 相続の承認及び放棄に関する審判事件 (第二百九十四条—第二百九十五条)
 第十五節 財産分離に関する審判事件 (第二百九十六条—第二百九十七条)
 第十六節 相続人の不存在に関する審判事件 (第二百九十八条—第二百九十九条)
 第十七節 遺言に関する審判事件 (第二百九十六条—第二百九十七条)
 第十八節 遺留分に関する審判事件 (第二百九十八条—第二百九十九条)
 第十九節 任意後見契約法に規定する審判事件 (第二百九十六条—第二百九十九条)
 第二十節 戸籍法に規定する審判事件 (第二百九十六条—第二百九十九条)
 第二十一節 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する法律 (第二百九十六条—第二百九十九条)

する審判事件（第一百三十一）

第二十二節	厚生年金保険法に規定する審判事件
第二十三節	児童福祉法に規定する審判事件
第二十六節	（第二百三十四条—第二百三十九条）
第二十四節	生活保護法等に規定する審判事件
第二十五節	心神喪失等の状態で重大な犯罪行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件
第二十六節	（第二百四十二条）
第二十七節	中小企業における経営の承継に規定する審判事件
第三節	（第二百四十三条）
第一節	通則（第二百四十四条—第二百五十四条の三）
第二節	家事調停の申立て等（第二百五十五条—第二百五十七条）
第三節	家事調停の手続（第二百五十八条—第二百六十七条）
第四節	調停の成立（第二百六十八条—第二百七十三条）
第五節	調停の成立によらない事件の終了（第二百七十四条—第二百七十六条）
第六節	付調停等（第二百七十四条—第二百八十七条）
第一章	合意に相当する審判（第二百七十七条—第二百八十三条）
第二章	調停に代わる審判（第二百八十四条—第二百八十七条）
第三章	不服申立て等（第二百八十八条）
第四章	履行の確保（第二百八十九条—第二百九十条）
第五章	罰則（第二百九十二条—第二百九十三条）

第一章 通則
(趣旨)
第一条 家事審判及び家事調停に関する事件(以下「家事事件」という。)の手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めによるところによる。

第二条 裁判所は、当事者の責務(裁判所及び当事者の責務)

第三条 裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるよう努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手続を追行しなければならない。

第四条 裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるよう努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手続を追行しなければならない。

(最高裁判所規則)

第五条 この法律に定めるもののほか、家事事件の手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第六章 第一章の二 日本の裁判所の管轄権

(不在者の財産の管理に関する処分の審判事件の管轄権)

第七条 裁判所は、不在者の財産の管理に関する処分の審判事件(別表第一の五十五の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十五条において同じ。)について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(失踪の宣告の取消しの審判事件の管轄権)

第八条 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件(別表第一の五十七の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十九条第一項及び第二項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一、失踪者が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

二、失踪者が生存していたと認められる最後の時点において、失踪者が日本国内に住所を有していたとき。

三、失踪者が日本国内に住所を有していたとき。

四、失踪者が日本国内に住所を有するとき。

五、失踪者が日本国内に住所を有していたとき。

六、失踪者が日本国内に住所を有するとき。

七、失踪者が日本国内に住所を有するとき。

八、失踪者が日本国内に住所を有するとき。

九、失踪者が日本国内に住所を有するとき。

十、失踪者が日本国内に住所を有するとき。

十一、失踪者が日本国内に住所を有するとき。

十二、失踪者が日本国内に住所を有するとき。

十三、失踪者が日本国内に住所を有するとき。

十四、失踪者が日本国内に住所を有するとき。

第五章 第二章の六 死後離縁をするについての許可の審判事件(管轄権)

第六章 第二章の七 養親となるべき者の住所(住所がない場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

第七章 第二章の八 養親となるべき者の住所(住所がない場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

第八章 第二章の九 養親となるべき者の選任の審判事件(管轄権)

第九章 第二章の十 養親となるべき者の選任の審判事件(管轄権)

第十章 第二章の十一 相続開始の前に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第十一章 第二章の十二 相続開始の時に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第十二章 第二章の十三 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第十三章 第二章の十四 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第十四章 第二章の十五 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第十五章 第二章の十六 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第十六章 第二章の十七 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第十七章 第二章の十八 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第十八章 第二章の十九 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第十九章 第二章の二十 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第二十章 第二章の二十一 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第二十一章 第二章の二十二 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第二十二章 第二章の二十三 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第二十三章 第二章の二十四 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第二十四章 第二章の二十五 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第二十五章 第二章の二十六 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第二十六章 第二章の二十七 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第二十七章 第二章の二十八 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第二十八章 第二章の二十九 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第二十九章 第二章の三十 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第三十章 第二章の三十一 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第三十一章 第二章の三十二 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

第三十二章 第二章の三十三 相続開始の後に推定相続人の廃除の審判事件(管轄権)

一、日本国内に住所がある養子からの申立てで、養親が行方不明であるとき、養親の住所がある国においてされた離縁に係る確定裁判事件(同表の六十一の二の項の事項についての審判事件をいう。及び特別養子縁組の成立の審判事件(同じ。)及び別表六十三の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十二条において同じ。)を含む)について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所(住所がない場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

二、日本国内に住所がある養子の監護を要する費用の分担の確認の審判事件(同表第二項に規定する特別養子適格の確認の審判事件(同表第二項に規定する特別養子適格の確認についての審判事件をいう。)及び別表六十四条の二第二項及び第四項において同じ。)を含む)について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所(住所がない場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

三、死後離縁をするについての許可の審判事件の管轄権

四、裁判所は、親権に関する審判事件(別表第一の六十五の項から六十九の項まで及び別表第二の七の項から八の二の項までの事項についての審判事件をいう。第一百六十二条第一項及び第二項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

五、親権に関する審判事件等の管轄権

一、日本国内に住所がある養子からの申立てで、養親が行方不明であるとき、養親の住所がある国においてされた離縁に係る確定裁判事件(同表第一の八十四の項及び八十五の項並びに別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。第百八十九条第一項及び第二項において同じ。)、相続財産の保存に関する処分の審判事件(同表の八十九の項の事項についての審判事件をいう。第百八十九条第一項及び第二項において同じ。)、扶養義務者(夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件の管轄権)

二、日本国内に住所がある養子からの申立てで、養親及び養子が日本の国籍を有するとき。

三、日本国内に住所がある養子からの申立てで、養親及び養子が日本国内にあって、養親及び養子が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

(裁判官の忌避)
第十一條 裁判官について裁判又は調停の公正を妨げる事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。
2 当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することはできない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。
(除斥又は忌避の裁判及び手続の停止)

第十二条 合議体の構成員である裁判官及び家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、受託裁判官として職務を行う簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。

2 家庭裁判所及び地方裁判所における前項の裁判は、合議体である。

3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。

4 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで家事事件の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

二 前項第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、忌避された受命裁判官等(受命裁判官、受託裁判官、調停委員会を組織する裁判官又は家事事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官をいう。次条第三項ただし書において同じ。)がすることができる。

7 第五項の裁判をした場合には、第四項本文の規定にかかるわらず、家事事件の手続は停止しない。

8 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対し不服を申し立てることができない。

9 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しでは、即時抗告をすることができる。

(裁判所書記官の除斥及び忌避)

第十三条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、第十条、第十一条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に関与することができない。

3 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所が、受託裁判官としての裁判が確定するまでその申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

4 裁判所書記官の除斥又は忌避の申立てを受けたときは、その裁判官が忌避の申立てを受けたときに限る。がすることができる。

(参与員の除斥及び忌避)

第十四条 参与員の除斥及び忌避については、第十二条第二項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 参与員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その参与員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に關与することができない。ただし、第十二条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

3 参与員の除斥又は忌避についての裁判は、参与員の所属する家庭裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判官は、受命裁判官(受命裁判官の手続に立ち会う参与員が忌避の申立てを受けたとき)又は家事事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官がすることができる。

(家事調停官の除斥及び忌避)

2 第十二条规定を準用する。

3 第十二条规定に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかるわらず、家事事件の手續は停止しない。

二 第十二条规定に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項の裁判は、家事調停官の所属する家庭裁判所がする。ただし、前項の裁判は、忌避された家事調停官がすることができる。

2 第十二条规定に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において准用する場合を含む。又は第二百八十八条规定に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項に規定する場合を含む。

3 第十二条规定に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項に規定する場合を含む。

二 第二百六十八条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一号の合意、第二百七十九条第一項若しくは第二項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条规定の共同の申出

三 審判に対する即時抗告、第九十四条第一項(第二百八十八条规定において准用する場合を含む。)の抗告若しくは第二項第二項(第二百八十八条规定において准用する場合を含む。)の取下げ又は第二百七十九条第一項

(家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥)

第十六条 家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥については、第十条並びに第十二条第二

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に關与することができない。

3 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所が、受託裁判官としての裁判が確定するまでその申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授権がなければならぬ。

5 第一項の申立てを却下する裁判に対しても即時抗告をすることができる。

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができます。

4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授権がなければならぬ。

5 第一項の申立てを却下する裁判に対しても即時抗告をすることができる。

(法定代理権の消滅の通知)

第二十条 別表第一に掲げる事項についての審判事件においては、法定代理権の消滅は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければならない。家事調停事件においても、同様とする。

(法人の代表者等への準用)

第二十一条 法人の代表者及び法人でない社団又は財團で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

第五章 手続代理人及び被佐人

第二十二条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続

代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。
前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

(裁判長による手続代理人の選任等)

第二十三条 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が第一百八十八条(この法律の他の規定において準用する場合を含む。)又は第二百五十二条第一項の規定により手續行為をしようとする場合において必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。

手續行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手續代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手續代理人に選任することができる。

前二項の規定により裁判長が手續代理人に選任した弁護士に対し手續行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

第二十四条 手續代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

(手續代理人の代理権の範囲)

手續代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の進行について委任を受けている場合において、第二号に掲げる手續行為をするときは、この限りでない。

一家事審判又は家事調停の申立ての取下げ七条第一項第一号の合意、第二百七十七条第一項若しくは第二項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出

審判に対する即時抗告、第九十四条第一項(第二百八十八条において準用する場合を含む。)の抗告、第九十七条第二項(第二百八十八条において準用する場合を含む。)の申立て又は第二百七十九条第一項若しくは第二百八十六条第一項の異議

四 前号の抗告(即時抗告を含む。)、申立て又は異議の取下げ

五 代理人の選任

3 手續代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手續代理人については、この限りでない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることがができる。

(手續代理人の代理権の消滅の通知)

停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。)の全部について、その負担の裁判をしては、この限りでない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。

(手續代理人の代理権の消滅の通知)

のは「家事事件手続法第三十一条第一項において準用する」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「訴訟が」とあるのは「家事事件が」と読み替えるものとする。

前項において準用する民事訴訟法第六十九条

第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第五項(前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。)、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

前項において準用する民事訴訟法第八十九条

第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第五項(前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。)、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(電子調書のファイルへの記録等)

ろにより、家庭裁判所及び当事者双方が参与員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、参与員に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日における行為を行わせることができる。

4 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の意見を述べるために、申立人が提出した資料の内容について、申立人から説明を聴くことができる。ただし、別表第二に掲げる事項についての審判事件においては、この限りでない。

5 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

6 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所の選任する者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定する。

7 前項の規定により選任される者の資格、員数は、最高裁判所規則で定める。

8 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(当事者参加)

第四十一条 当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

2 家庭裁判所は、相當と認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者(審判を受ける者となるべき者に限る。)を、当事者として家事審判の手続に参加させることができる。

3 第一項の規定による参加の申出及び前項の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならない。

4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対ししては、即時抗告をすることができる。

(利害関係参加)

第四十二条 審判を受ける者となるべき者は、家事審判の手続に参加することができる。

2 審判を受ける者となるべき者以外の者であつて、審判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは、家庭裁判所の許可を得て、家事審判の手続に参加することができる。

3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、職権で、審判を受ける者となるべき者及び前項に規定する者を、家事審判の手続に参加させることができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による参加の申出及び第二項の規定による参加の許可の申立てについて準用する。

5 家庭裁判所は、第一項又は第二項の規定により家庭裁判所の手続に参加しようとする者が未成年者である場合において、その者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者が当該家庭裁判所の手続に参加することがその者の利益を害すると認めるときは、第一項の規定による参加の申出又は第二項の規定による参加の許可の申立てを却下しなければならない。

6 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判（前項の規定により第一項の規定による参加の申出を却下する裁判を含む。）に対しては、即時抗告をすることができる。

7 第一項から第三項までの規定により家庭裁判所の手続に参加した者（以下「利害関係参加人」という。）は、当事者がすることができる手続行為（家庭裁判所の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。）をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、利害関係参加人が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

（手続からの排除）

第四十三条 家庭裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を家庭裁判の手続から排除することができる。

2 前項の規定による排除の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（法令により手続を続行すべき者による受継）

第四十四条 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって家庭裁判の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け継がなければならない。

2 法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（他の申立権者による受継）

第四十五条 家庭裁判の申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によつてその手続を続行するこ

2 とができない場合において、法令により手続を
3 続行する資格のある者がないときは、当該家事審判の申立てをすることができる者は、その手続を受け継ぐことができる。

2 家庭裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるとときは、職権で、当該家事審判の申立てをすることができる者に、その手続を受け継がせることができる。

2 第一項の規定による受継の申立て及び前項の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領をファイルに記録することをもって、これに代えることができる。
(電子調書の作成等)

2 第四十六条 裁判所書記官は、家事審判の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならない。

3 申立てをすることができる者に、その手続を受け継がせることができる。

2 第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非電磁的家事審判事件記録(家事審判事件の記録中次条第一項に規定する電磁的家事審判事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。)の閲覧若しくは贋写又はその正本、贋本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、非電磁的家事審判事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。以下「録音テープ等」という。)に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 家庭裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつたときは、これを許可しなければならない。

4 家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者者の私生活若しくは業務の平穀を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名譽を著しく害するおそれがあると認められるときは、前項の規定にかかわらず

2 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することを不適当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。

3 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

4 当事者は、非電磁的家事審判事件記録中当該当事者が提出した書面等又は録音テープ等について、第一項及び第二項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは贋写、その正本、贋本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。次条第四項第二号又は第三号に掲げる事項について第三十八条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第五項の規定によりその内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録する措置を講じた場合の当該書面又は当該記録媒体についても、同様とする。

5 非電磁的家事審判事件記録の閲覧、贋写及び複製の請求は、非電磁的家事審判事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

6 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

7 前項の規定による即時抗告が家事審判の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

8 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

9 (電磁的家事審判事件記録の閲覧等)

10 第四十七条の二 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的家事審判事件記録(家事審判事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

3 について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 当事者は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的家事審判事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的家事審判事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを受けし、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的家事審判事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを受けし、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 電磁的家事審判事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかるらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、電磁的家事審判事件記録の閲覧等（第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写又は前項の規定による書面の交付若しくは電磁的記録の提供をいう。次項において同じ。）を請求することができる。（電磁的家事審判事件記録中第一号に掲げる事項に係る部分については、審判を受ける者が当該審判があつた後に請求する場合も、同様とする。）

一 第七十六条第一項に規定する電子審判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は電子決定書（第八十条第一項において準用する第七十六条第二項及び第三項の規定により作成され、ファイルに記録された電磁的記録をいう。第七十七条第二項及び第八十条第二項において同じ。）に記録されている事項

二 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項が第三十八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十二条の十二第一項の規定又は第三十八条第二項において読み替えて準用する同法第二百三十二条の十三の規定によりファイルに記録された場合における当該事項

5 前条第三項から第五項まで及び第八項から第十項までの規定は電磁的家事審判事件記録の閲覧等の許可の申立てについて、同条第七項の規定は電磁的家事審判事件記録の閲覧及び複写の請求について、それぞれ準用する。

(家事審判事件に関する事項の証明)

第四十七条の三 当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、家事審判事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを受け付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを受け付し、又は当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。審判を受ける者が当該審判があつた後に請求する場合も、同様とする。

2 利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、前項の規定による請求をすることができる。

3 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

(検察官に対する通知)

第四十八条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上検察官の申立てにより審判をすべき場合が生じたことを知つたときは、管轄権を有する家庭裁判所に対応する検察官の検察官にその旨を通知しなければならない。

(申立ての方式等)

第二款 家事審判の申立て

第四十九条 家事審判の申立ては、申立て(以下「家事審判の申立書」という。)を家庭裁判所に提出してしなければならない。

2 家事審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人
二 申立ての趣旨及び理由
3 申立て人は、二以上の事項について審判を求める場合において、これらの事項についての家庭審判の手続が同種であり、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一の申立てにより求めることができる。

4 家事審判の申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。
5 前項の場合において、申立て人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家事審判の申立書を却下しなければならない。
6 前項の命令に対しても、即時抗告をすることができる。

7 民事訴訟法第百三十七条の二の規定は、申立て人が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い家事審判の申立ての手数料を納付しない場合について準用する（申立ての変更）。

第五十条 申立て人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は理由を変更することができる。ただし、第七十一条（第一百八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により審理を終結した後は、この限りでない。
2 申立ての趣旨又は理由の変更は、家事審判の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。
3 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。
4 申立ての趣旨又は理由の変更により家事審判の手続が著しく遅延することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。

第三款 家事審判の手続の期日

(事件の関係人の呼出し)
第五十一条 家庭裁判所は、家事審判の手続の期日に事件の関係人を呼び出すことができる。
2 呼出しを受けた事件の関係人は、家事審判の手続の期日に出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。
3 前項の事件の関係人が正当な理由なく出頭しないときは、家庭裁判所は、五万円以下の過料に処する。

(裁判長の手続指揮権)

第五十二条 家事審判の手続の期日においては、
1 裁判長が手続を指揮する。

2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わぬ者の発言を禁止することができます。

3 当事者が家事審判の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をする。

4 裁判官による手続

第五十三条 家庭裁判所は、受命裁判官に家事審判の手続の期日における手続を行わせることができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第六十一条第三項の規定又は第六十四条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる。

5 前項の場合においては、家庭裁判所及び裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限る。

6 前項の場合は、前項の規定による報告書による報告に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができる。

第五十四条 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法によって、家事審判の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができる。（音声の送受信による通話の方法による手続）

第五十五条 家庭裁判所は、立会い等の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。（通証人の立会い等その他の措置）

第五十六条 家事審判の手続の期日ににおける通証人の立会い等については民事訴訟法第一百五十四条の規定を、家事審判事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者、利害関係参加人、代理人及び補佐人にに対する措置については同法第一百五十五条の規定を準用する。

第四款 事実の調査及び証拠調べ

(事実の調査及び証拠調べ等)

第五十七条 謀明は、即時に取り調べることができる資料によつてしなければならない。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第五十八条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査をさせることがある。

1 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができ

る。

(受命裁判官による手続)

第五十九条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家事審判の手続の期日に家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告書による報告に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べることができる。

2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官は、第三項の規定による書面による報告に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができる。

(家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができる。

4 前項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(調査の嘱託等)

(家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

3 家庭裁判所は、相当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対して事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。

(事実の調査の嘱託等)

第六十条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対して最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面による報告に代えて、最高裁判所規則で定めることにより立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、家事審判の手続の期日ににおいて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が家庭裁判所調査官と面接するための立会い等の手続を実施する。

2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官は、前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

(事実の調査の通知)

第六十一条 家庭裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による家事審判の手続の進行に重要な変更を生じ得るものと認められるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

(証拠調べ)

第六十二条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、当事者及び利害関係参加人による証拠調べの結果が当事者による家事審判の手続の進行に重要な変更を生じ得るものと認められるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

(事実の調査の通知)

第六十三条 家庭裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による家事審判の手続の進行に重要な変更を生じ得るものと認められるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

(証拠調べ)

第六十四条 家事審判の手続における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第一百七十九条、第二百八十二条、第二百八十七条第二項、第二百八十九条、第二百九十二条、第二百九十三条から第二百八十九条まで、第二百九十四条第二項、第二百九十五条から第二百九十九条まで、第二百九十六条第二項、第二百九十七条第二項、第二百九十八条第二項、第二百九十九条第二項及び第二百三十条（同法第二百二十九条第二項、第二百八十九条、第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百二十九条第四項の規定を除く。）を準用する。

第六十五条 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認めめる証拠調べをしなければならない。

2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

(裁判所技官による診断等)

第六十六条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の

心身の状況について診断をさせることができ

る。

2 第五十八条第二項から第五項までの規定は前項の診断について、前条第一項から第三項までの規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。

3 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所は、二十万円以下の過料に処する。

て同じ)。につき、前項において準用する第二百二十六条第一項の規定により選任される財産の管理者(以下この条において単に「財産の管理者者」という)の保佐を受けることを命ずる)とができる。

3 前項の規定による審判(次項及び第五項において「保佐命令の審判」という)は、第七十一条第一項に規定する者のほか、財産の管理者に告知しなければならない。

4 審判の告知を受ける者でない者及び被保佐人となるべき者による保佐命令の審判に対する即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産の管理者が前項の規定による審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

5 保佐命令の審判があつたときは、被保佐人となるべき者及び財産の管理者は、被保佐人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

6 第二百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「被保佐人となるべき者」と読み替えるものとする。

(保佐人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)

第一百三十五条 第百二十七条第一項から第四項までの規定は、保佐人の解任の審判事件又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

(管轄)

第三節 極助に関する審判事件

に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。
(手続行為能力)

第一百三十七条 第百十八条の規定は、次に掲げる審判事件（第一号、第七号及び第九号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における被補助人となるべき者及び被補助人について準用する。

一 補助開始の審判事件

二 補助人の同意を得なければならぬ行為の定めの審判事件（別表第一の三十七の項の事項についての審判事件をいう。）

三 補助人の同意に代わる許可の審判事件（別表第一の三十八の項の事項についての審判事件をいう。）

四 補助開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の三十九の項の事項についての審判事件をいう。）

五 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判事件（別表第一の四十の項の事項についての審判事件をいう。）

六 補助人の選任の審判事件（別表第一の四十の項の事項についての審判事件をいう。）

七 補助人の解任の審判事件（別表第一の四十三の項の事項についての審判事件をいう。第四十四条において同じ。）

八 補助監督人の選任の審判事件（別表第一の四十五の項の事項についての審判事件をいう。）

九 補助監督人の解任の審判事件（別表第一の四十七の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十四条において同じ。）

十 補助人に対する代理権の付与の審判事件（別表第一の五十一の項の事項についての審判事件をいう。）

十一 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件（別表第一の五十二の項の事項についての審判事件をいう。）

十二 補助の事務の監督の審判事件（別表第一の五十三の項の事項についての審判事件をいう。）

(精神の状況に関する意見の聴取)

第一百三十八条 家庭裁判所は、被補助人となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聽かなければ、補助開始の審判をすることができない。

(陳述及び意見の聴取)

一号、第三号及び第四号にあつては、申立人を除く。)の陳述を聴かなければならぬ。

一 補助開始の審判 被補助人となるべき者

二 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人八条第一項又は第三項の規定による場合に限る。)

三 補助開始の審判の取消しの審判 (民法第十九条第一項又は第三項の規定による場合に限る。)

四 補助人又は補助監督人の選任の審判 被補助人となるべき者又は被補助人

五 補助人の解任の審判 補助人

六 補助監督人の解任の審判 補助監督人

二 家庭裁判所は、次の各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 補助人の選任の審判 補助人となるべき者

二 補助監督人の選任の審判 補助監督人となるべき者

(審判の告知)

第一百四十条 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一 補助開始の審判 民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約法第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

二 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判 補助人及び補助監督人(当該審判が補助人又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、補助人となるべき者又は補助監督人となるべき者)

三 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人及び補助監督人

四 補助開始の審判の取消しの審判 補助人及び補助監督人

五 補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判 補助人及び補助監督人

六 補助人に対する代理権の付与の審判 被補助人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、補助監督人となるべき者)

七 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 被補助人及び補助監督人

第一百四十二条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者(第一号にあつては、

申立人を除く。)は、即時抗告することができる。

一 補助開始の審判 民法第十五条第一項本文
及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

三 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する者
民法第十八条第一項に規定する者

四 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

五 補助人の解任の審判 補助人

六 補助人の解任の申立てを却下する審判 申立人、補助監督人並びに被補助人及びその親族

七 補助監督人の解任の審判 補助監督人

八 補助監督人の解任の申立てを却下する審判
申立人並びに被補助人及びその親族

九 審判の告知を受ける者でない者及び被補助人となるべき者による補助開始の審判に対する即時抗告の期間は、被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人に選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

(成年後見に関する審判事件の規定の準用)
(補助開始の審判事件を本案とする保全処分)

第一百四十二条 第百二十二条の規定は補助開始の申立ての取下げ及び補助人の選任の申立ての取下げについて、第百二十四条の規定は補助の事務の監督について準用する。

第一百四十三条 補助開始の審判事件を本案とする保全処分については、第百二十六条第一項の規定を準用する。

2 家庭裁判所 (第百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、補助開始及び補助人の同意を得なければならぬ行為の定めの申立てがあつた場合において、被補助人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該補助人とした者の申立てにより、補助開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、被補助人となるべき者の財産上の行為(民法第十三条第一項に規定する行為であつて、当該補助人の同意を得なければならぬ行為の定めの申立てに係るものに限る。第五項において同じ。)につき、前項において準用する第百二十二条第一項の規定により選任される財産の管理者(以下この条において單に「財産の管理者」と

（いう。）の補助を受けることを命ずることができる。

前項の規定による審判（次項及び第五項において「補助命令の審判」という。）は、第七十条第一項に規定する者のほか、財産の管理者に告知しなければならない。

審判の告知を受ける者でない者及び被補助人ととなるべき者による補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産の管理者が前項の規定による審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

補助命令の審判があつたときは、被補助人となるべき者及び財産の管理者は、被補助人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

第一百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）の規定は、財産の管理者について準用する。この場合において、第一百二十五条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「被補助人となるべき者」と読み替えるものとする。

（補助人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

第一百四十四条 第一百二十七条第一項から第四項までの規定は、補助人の解任の審判事件又は補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第四節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（管轄）

第一百四十五条 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件は、不在者の從来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。（管理人の改任等）

第一百四十六条 家庭裁判所は、いつでも、民法第二十五条第一項の規定により選任し、又は同法第二十六条の規定により改任した管理人を改任することができます。

2 家庭裁判所は、民法第二十五条第一項の規定により選任し、又は同法第二十六条の規定により改任した管理人及び前項の規定により改任した管理人（第四項及び第六項、次条並びに第百四十七条において「家庭裁判所が選任した管理

人」という。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。同法第二十一条第二項の場合においては、不在者が置いた管理人に対しても、同様とする。

3 前項の報告及び計算に要する費用は、不在者に告知しなければならない。

4 審判の告知を受ける者でない者及び被補助人ととなるべき者による補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産の管理者が前項の規定による審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

5 補助命令の審判があつたときは、被補助人となるべき者及び財産の管理者は、被補助人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

6 第一百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）の規定は、財産の管理者について準用する。この場合において、第一百二十五条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「被補助人となるべき者」と読み替えるものとする。

（補助人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

第一百四十四条 第一百二十七条第一項から第四項までの規定は、補助人の解任の審判事件又は補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第五節 失踪の宣告の審判事件（管轄）

第一百四十七条 家庭裁判所は、不在者が財産を管理することができたようになつたとき、管理すべき財産がなくなつたとき（家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。）その他財産の管理を継続する人が若しくは利害関係人の申立てにより又は職権での選任その他の不在者の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

第一百四十八条 失踪の宣告の審判事件（別表第一の五十六の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）は、不在者の從来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第一款 失踪の宣告の審判事件

（管轄）

第一百四十九条 失踪の宣告の取消しの審判事件（管轄）

第一百五十条 失踪の宣告の取消しの審判事件（管轄）

（管轄）

第一百五十二条 家庭裁判所は、夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件（子の手続行為能力）

（手続行為能力）

第一百五十三条 家庭裁判所は、夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判をする場合に

は、夫及び妻（甲立人を除く。）の陳述を聴かなければならぬ。

（情報開示命令）

第一百五十四条 家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判を除く。）をする場合には、第六十八条の規定により当事者の陳述を聴くほか、子（十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならぬ。

（別表第一の一の項の事項についての審判事件）

（管轄）

第一百五十五条 次の各号に掲げる審判事件は、當該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件）

（別表第一の一の項の事項についての審判事件）

（管轄）

（情報開示命令）

第一百五十六条 家庭裁判所は、次に掲げる審

判事件において、必要があると認めるときは、甲立人により又は職権で、当事者に対し、その

項の事項についての審判事件をいう。) 子及びその父母

六 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事件(別表第二の七の項の事項についての審判事件をいう。) 養子、その父母及び養親

七 親権者の指定又は変更の審判事件(別表第二の八の項の事項についての審判事件をいう。) 子及びその父母

八 親権行使者の指定の審判事件(別表第二の八の二の項の事項についての審判事件をいう。) 子及びその父母

(陳述の聴取)

第一百六十九条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号、第二号及び第四号にあっては、申立人を除く。)の陳述を聽かなければならない。この場合において、第一号に掲げる子の親権者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

一 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判(子十五歳以上のものに限る。) 及び子の親権者

二 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判(子十五歳以上のものに限る。) 子に対し親権を行う者、子の未成年後見人及び親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失した者

三 親権又は管理権を辞するについての許可の審判(子十五歳以上のものに限る。) 及び子の親権者

四 親権停止又は管理権を回復するについての許可の審判(子十五歳以上のものに限る。) 子に対し親権を行う者及び親権又は管理権を回復する場合には、第六十八条の規定により当事者の陳述を聽くほか、子(十五歳以上のものに限る。)の陳述を聽かなければならない。(申立ての取下げの制限)

第一百六十九条の二 親権者の指定の申立ては、審判がされる前であつても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。(離婚が成立しない場合の申立ての却下)

第一百六十九条の三 家庭裁判所は、親権者の指定の審判において、申立てに対し、相当の期間を定め、父母が離婚したことを証する文書又は電磁的記録をその期間内に提出すべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、申立て人がその期間内に同項に規定する文書又は電磁的記録を提出しないときは、家庭裁判所は、親権者の指定の審判の申立てを却下することができる。

第一百七十条 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者(ほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。ただし、子にあつては、子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は、この限りでない。)の申立てを却下する審判(子の父母及び子の監護者)

第一百七十二条 家庭裁判所は、親権者の指定若しくは変更又は親権行使者の指定の審判において、当事者に対し、子の引渡し又は財産上の給付の他の給付を命ずることができる。(引渡命令等)

第一百七十三条 次の各号に掲げる審判に対する即時抗告は、当該各号に定める者(第一号から第三号まで及び第五号にあっては、申立人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

一 親権喪失の審判 親権を喪失する者及びその親族

二 親権停止の審判 親権を停止される者及びその親族

三 管理権喪失の審判 管理権を喪失する者及びその親族

四 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てを却下する審判(申立て人、子及びその親族、未成年後見人並びに未成年後見監督人)

五 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判(子及びその親族、子に対し親権を行う者、未成年後見人並びに未成年後見監督人)

六 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの申立てを却下する審判(申立て人並びに親権を喪失し、若しくは停止され、又は親権を行なう者及び親権を喪失した者及びその親族)

七 親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判(申立て人)

八 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判 養子の父母及び養子の監護者

九 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判 申立て人、養子の父母及び養子の監護者

十 親権者の指定又は変更の審判及びその申立てを却下する審判(子の父母及び子の監護者)

十一 親権行使者の指定の審判及びその申立てを却下する審判(子の父母及び子の監護者)

十二 審判の告知を受ける者でない者及び子によつて却下する審判の申立てを却下する日から進行する。

第一百七十四条 家庭裁判所は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件について準用する。(親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件を本案とする保全処分)

第一百七十五条 第百二十五条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。

第一百七十六条 家庭裁判所(第百五条第二項の場合においては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。)は、親権喪失、親権停止又は親権停止又は管理権喪失の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があると認めるときは、当該申立てを却下をした者(申立てにより、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。)

2 前項の規定による親権者の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止され、親権者又は親権を行なう者又は同項の規定により選任された職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

3 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判又は調停の申立てがあつた場合において、子の(十五歳以上のものに限る。)の陳述を聽くほか、子(十五歳以上のものに限る。)の陳述を聽かなければならぬ。ただし、子の陳述を聽く手続を経ることにより保全処分の申立ての目的を達することができるときは、この限りでない。

4 前項の規定による親権者の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止され、親権者又は親権を行なう者又は同項の規定により選任された職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

5 家庭裁判所は、いつでも、第三項の規定により選任した職務代行者を改任することができない。

6 家庭裁判所は、第三項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

7 (管轄) 第九節 未成年後見に関する審判事件

8 家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

九 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判 申立て人、養子の父母及び養子の監護者

十 親権者の指定又は変更の審判及びその申立てを却下する審判(子の父母及び子の監護者)

十一 親権行使者の指定の審判及びその申立てを却下する審判(子の父母及び子の監護者)

十二 審判の告知を受ける者でない者及び子によつて却下する審判の申立てを却下する日から進行する。

第一百七十七条 未成年後見に関する審判事件(別表第一の七十の項から八十三の項までの事項についての審判事件をいう。)は、未成年被後見人(養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件にあつては、未成年被後見人ととなるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する)の申立てを却下する。

推定相続人の廃除の審判事件における手続については、申立て人及び廃除を求められた推定相続人を当事者とみなして、第六十七条及び第六十九条から第七十二条までの規定を準用する。次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 推定相続人の廃除の審判 廃除された推定相続人

二 推定相続人の廃除又はその審判の取消しの申立てを却下する審判 申立て人

(遺産の管理に関する処分の審判事件) 第百八十九条 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件は、推定相続人の廃除の審判事件が取消しの審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所(その審判事件が係属していない場合にあっては相続が開始した地を管轄する家庭裁判所、その審判事件が抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所)の管轄に属する。

2 第百二十五条第一項から第六項までの規定は、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理人について準用する。この場合において、同条第一項、第二項及び第四項中「家庭裁判所」とあるのは、「推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所」とある。

3 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理人について準用する。この場合において、同条第一項、第二項及び第四項中「家庭裁判所」とあるのは、「推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所」である。

しの裁判をしなければならない。

第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件

第一百九十条 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(別表第二の十一の項目の事項についての審判事件をいう。)は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 家庭裁判所は、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件において、当事者に対し、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができる。

2 家庭裁判所は、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件において、当事者に対し、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができる。

相続人その他の利害関係人は、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判及びその申立てを却下することができる。

第十二節の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件

第一百九十条の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件

審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百二十五条第一項から第六項まで、第一百四十六条の二及び第一百四十七条の規定は、相続財産の保存に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

第十三節 遺産の分割に関する審判事件

(管轄)

第一百九十二条 遺産の分割に関する審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 前項の規定にかかわらず、遺産の分割の審判事件(別表第二の十二の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)が係属している場合における寄与分を定める処分の審判事件(同表の十四の項の事項についての審判事件をいう。次条において同じ。)は、当該遺産の分割の審判事件が係属している裁判所の管轄に属する。

3 第百九十三条 遺産の分割の審判事件及び寄与分を定める処分の審判事件が係属するときは、これららの審判の手続き及び審判は、併合してしなければならない。数人からの寄与分を定める処分の審判事件が係属するときも、同様とする。

4 指定 第百九十二条の規定による寄与分を定める処分の審判の申立ての期間の指定

を定める処分の審判事件が係属するときは、この手続において、一月を下らない範囲内で、当事者が寄与分を定める処分の審判の申立てをすべき期間を定めることができる。

5 第百九十四条 遺産の分割の審判事件及び寄与分を定める処分の審判の申立てをすべき期間を定めた後、当事者が申立てが前項の期間を経過した後にされたときは、当該申立てを却下することができる。

6 第百九十五条 遺産の分割の審判事件及び寄与分を定める処分の審判の申立てをすべき期間を定めた後、当事者が申立てが前項の期間を経過した後にされたときは、当該申立てを却下することができる。

7 第百九十六条 遺産の分割の審判事件及び寄与分を定める処分の審判の申立てをすべき期間を定めた後、当事者が申立てが前項の期間を経過した後にされたときは、当該申立てを却下することができる。

8 第百九十七条 遺産の分割の審判事件及び寄与分を定める処分の審判の申立てをすべき期間を定めた後、当事者が申立てが前項の期間を経過した後にされたときは、当該申立てを却下することができる。

9 第百九十八条 遺産の分割の審判事件及び寄与分を定める処分の審判の申立てをすべき期間を定めた後、当事者が申立てが前項の期間を経過した後にされたときは、当該申立てを却下することができる。

10 第百九十九条 遺産の分割の審判事件及び寄与分を定める処分の審判の申立てをすべき期間を定めた後、当事者が申立てが前項の期間を経過した後にされたときは、当該申立てを却下することができる。

に係る寄与分を定める処分の審判の手続を併合することにより、遺産の分割の審判の手続が著しく遅滞することとなるときは、その申立てを却下することができる。

(遺産の換価を命ずる裁判)

第一百九十四条 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは、相続人に対し、遺産の全部又は一部を競売して換価することを命ずることができる。

(遺産の分割の禁止の審判の取消し及び変更)

第一百九十五条 家庭裁判所は、事情の変更があるときは、相続人の申立てにより、いつでも、遺産の分割の禁止の審判を取り消し、又は変更することができる。

(遺産の分割の禁止の審判)

第一百九十六条 家庭裁判所は、当事者に対するため必要があると認めるときは、相続人に対し、遺産の全部又は一部を競売して換価することを命ずることができる。

(給付命令)

第一百九十七条 家庭裁判所は、事情の変更があるときは、相続人の申立てにより、いつでも、遺産の分割の禁止の審判を取り消し、又は変更することができる。

(遺産の分割の禁止の審判)

第一百九十八条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

1 一 遺産の分割の審判 申立て人

2 二 遺産の分割の禁止の審判 申立て人

3 三 遺産の分割の審判及びその申立てを却下す

4 四 寄与分を定める処分の審判 申立て人

5 五 寄与分を定める処分の申立てを却下す

6 六 家庭裁判所は、換価を命ずる裁判により換価を命じられた相続人に對し、遺産の中から、相当な報酬を與えることができる。

7 七 家庭裁判所は、換価を命ずる裁判により換価を命じられた相続人に對し、遺産の中から、相当な報酬を與えることができる。

8 八 第百九十五条の規定及び民法第二十七条规定による取下げについて準用する。

第九条 第百九十五条まで(同法第二十七条规定による取下げについて準用する。)の規定は、第六項の規定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第一百五十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

(債務を負担させる方法による遺産の分割)

第一百九十五条 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をする場合において、特別の事情があると認めることは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人による共同相続人に対する債務を負担させて、現物の分割に代えることができる。

務を負担させて、現物の分割に代えることができる。

(渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

(遺産の分割の禁止の審判の取消し及び変更)

第一百九十六条 家庭裁判所は、遺産の分割の審判において、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

(遺産の分割の禁止の審判)

第一百九十七条 家庭裁判所は、事情の変更があるときは、相続人の申立てにより、いつでも、遺産の分割の禁止の審判を取り消し、又は変更することができる。

(遺産の分割の禁止の審判)

第一百九十八条 家庭裁判所は、事情の変更があるときは、相続人の申立てにより、いつでも、遺産の分割の禁止の審判を取り消し、又は変更することができる。

(遺産の分割の禁止の審判)

第一百九十九条 第百五十三条の規定は、遺産の分割の審判の申立ての取下げについて準用する。

2 第百九十二条第二項の規定にかかわらず、遺産の分割の審判の申立ての取下げは、相続開始の時から十年を経過した後においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(申立ての取下げの制限)

一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見受任者の選任の審判 本人及び任意後見受任者

二 後見開始の審判等の取消しの審判 後見開始の審判の取消しの審判にあつては成年後見人及び成年後見監督人、保佐開始の審判の取消しの審判にあつては保佐人及び保佐監督人並びに補助開始の審判の取消しの審判にあつては補助人及び補助監督人

三 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見監督人

四 任意後見契約の解除についての許可の審判 本人、任意後見人及び任意後見監督人（即時抗告）

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者（第四号及び第六号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の申立てを却下する審判 申立人

二 任意後見監督人の解任の審判 任意後見監督人

三 任意後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人及びその親族

四 任意後見契約の解除についての許可の審判 本人及び任意後見人

五 任意後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、任意後見監督人並びに本人及びその親族

六 任意後見契約の解除についての許可の審判 本人及び任意後見人

七 任意後見契約の解除についての許可の申立てを却下する審判 申立人（任意後見監督人の事務の調査）

第二百二十四条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に任意後見監督人の事務を調査させることができることを本件とする保全処分についての規定による。

第二百二十五条 第百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件（別表第一の百十七の項の事項についての審判事件をいう。）を本件とする保全処分について準用する。

第二百二十七条 第百二十七条第一項から第四項までの規定による保全処分についての規定による。

第二百二十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 氏若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名の変更についての許可の審判事件（別表第一の百二十二条の項の事項についての審判事件をいう。）申立人の住所地（管轄）

二 就籍許可の審判事件（別表第一の百二十三の項の事項についての審判事件をいう。）就籍しようとする地（管轄）

三 戸籍の訂正についての許可の審判事件（別表第一の百二十四の項の事項についての審判事件をいう。）その戸籍のある地（管轄）

四 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の審判事件（別表第一の百二十五の項の事項についての審判事件をいう。）市役所（手続行為能力）

五 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の審判事件（別表第一の百二十二条の項の規定による場合にあっては、区役所）又は町村役場の所在地（手續行為能力）

第二百二十七条 第百二十八条の規定は、戸籍法に規定する審判事件（別表第一の百二十二条の項から百二十五条の項までの事項についての審判事件をいう。）における当該審判事件の申立てをすることができる者について準用する。ただし、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の審判事件においては、当該処分を受けた届出その他の行為を自らすることができる場合に限る。

第二百二十八条 家庭裁判所は、戸籍法第百十三條の規定による戸籍の訂正についての許可の申立てが当該戸籍の届出人又は届出事件の本人以外の者からされた場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかになるとときは、申立てを却下する。

第二百二十九条 家庭裁判所は、氏又は氏の振り仮名についての許可の審判をする場合に、同条第二項中「同項の規定により選任した職務代行者」とあるのは、「任意後見監督人」と読み替えるものとする。

第二百三十条 第百二十六条の規定は、性別の取扱いの変更の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第二百三十一条 第百二十七条の規定は、性別の取扱いの変更の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第二百三十二条 第百二十七条の規定は、性別の取扱いの変更の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第二百三十三条 第百二十八条の規定は、性別の取扱いの変更の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第二百三十四条 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十七条の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いでの、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件（同表の百二十八の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いでの審判事件（同表の百二十九の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）及び児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件（同表の百二十九の三の項の事項についての審判事件をいう。以下この節において同じ。）は、児童の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第二百三十五条 第百二十八条の規定は、都道府県の措置についての承認の審判事件、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いでの、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者、児童の未成年後見人及び児童並びに児童相

の項の事項についての審判事件をいう。）を本案とする保全処分について準用する。この場合において、同条第一項中「停止し、又はその職務代行者を選任する」とあるのは「停止する」と、同条第二項中「同項の規定により選任した職務代行者」とあるのは、「任意後見監督人」と読み替えるものとする。

第二百三十六条 厚生年金保険法に規定する

又は居所が判明している場合に限る。

（陳述及び意見の聴取）

第二百三十七条 第百二十九条

家庭裁判所は、氏又は氏の振り仮名についての許可の審判をする場合に、同条第二項中「同項の規定により選任した職務代行者」とあるのは、「任意後見監督人」と読み替えるものとする。

（管轄）

談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件における児童及びその父母について準用する。

（陳述及び意見の聴取）
第二百三十六条 家庭裁判所は、都道府県の措置

についての承認、都道府県の措置の期間の更新についての承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いでの一時保護についての承認の申立てについての審判をする場合には、申

立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなどを除き、前条に規定する者（児童にあっては、十五歳以上のものに限る。）の陳述を聽かなければならない。

3 第百六十四条の第一第六項及び第八項の規定
2 前項の場合において、家庭裁判所は、申立人に対し、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人の陳述に関する意見を求めることができる。

は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

認、都道府県の措置の期間の更新についての承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、児童を

2 第百六十四条の二第九項から第十一項までの
現に監護する者 児童に対し親権を行う者及び
児童の未成年後見人に告知しなければならな
い。

規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。
(即時抗告)

は、当該各号に定める者は、即時抗告することができる。
一 都道府県の措置についての承認の審判 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者又は同一の者と見做すものをして

三 都道府県の措置の期間の更新についての承認の申立てを
　　者及び児童の未成年後見人
二 都道府県の措置についての承認の申立てを
　　却下する審判 申立人

四 認の審判 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人 都道府県の措置の期間の更新についての承認の申立てを却下する審判 申立人

五 児童相談所長又は都道府県知事の引き続い
ての一時保護についての承認の審判 児童を

現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人

ての一時保護についての承認の申立てを却下する審判 申立人

第一百六十四条の二第二項及び第三項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

二三百三十九条 家庭裁判所は、児童の出生の日から二箇月を経過する日まで及び児童が十八歳に達した日以後は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判をすることができる。
第一百六十四条の二第五項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

第二十四節 生活保護法等に規定する審判事件

扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件（別表第一の百二十九の項の事項についての審判事件をいう。）は、扶養義務者（数人に対する申立てに係るものにあっては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第一百八十八条の規定は、施設への入所等についての許可の審判事件における被保護者、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人にについて準用する。

家庭裁判所は、施設への入所等についての許可の申立てについての審判をする場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなるときを除き、被保護者（十五歳以上のものに限る。）、被保護者に対し親権を行ふ者及び被保護者の後見人の陳述を聴かなければならぬ。

施設への入所等についての許可の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、被保護者に対し親権を行ふ者及び被保護者の後見人に告げ定める者は、即時抗告をすることができる。

次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号

一 施設への入所等についての許可の審判 被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人

二 施設への入所等についての許可の申立てを却下する審判 申立人

三 扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判及びその申立てを却下する審判 申立人及び相手方

他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件

第二百四十一條 保護者の順位の変更及び保護者の選任の審判事件（別表第一の百三十の項の事項についての審判事件をいう。第四項において同じ。）は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第二条第二項に規定する対象者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（申立人を除く。）の意見を聴かなければならぬ。

一 保護者の順位の変更の審判 先順位に変更される者

二 保護者の選任の審判 保護者となるべき者保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に對し、即時抗告をすることができる。

家庭裁判所は、いつでも、保護者の順位の変更及び保護者の選任の審判事件において選任した保護者を改任することができる。

第二十六節 破産法に規定する審判事件

第二百四十二条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件（別表第一の百三十一の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。）夫又は妻の住所地

二 親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件 子の住所地

三 破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件（別表第一の百三十三の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。）相続が開始した地
破産管財人は、破産手続における相続の放棄の承認についての申述を却下する審判に対し、即時抗告をることができる。

3 第五百二十二条第一項、第一百五十四条第二項
(第二号に係る部分に限る。)、第一百五十五条、
第一百五十六条第一項(第二号に係る部分に限

る。) 及び第百五十八条の規定は破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産

の管理者の変更等の審判事件について、第一百六十八条（第三号に係る部分に限る。）、第一百六十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第一百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第一百七十一

二条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第五条又は第六条第二項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあっては、同法第四条第三項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）についての申立てに係るものである場合 同法第三条第四項の旧個人事業者の住所

二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第四条第三項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあっては、同法第四条第三項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）についての申立てに係るものである場合 同法第三条第四項の旧個人事業者の住所

二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第四条第一項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあっては、同法第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）についての申立てに係るものである場合 同法第三条第二項の旧代表者の住所地

二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第四条第三項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあっては、同法第四条第三項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）についての申立てに係るものである場合 同法第三条第四項の旧個人事業者の住所地

二 遺留分の算定に係る合意についての許可の審判は、当該合意の当事者の全員に告知しなければならない。

二 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

ず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に對し、その閲覧若しくは謄写、その正本、副本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。次条第四項第三号又は第四号に掲げる事項について第三十八条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十三条の規定によりその内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録する措置を講じた場合の当該書面又は当該記録媒体についても、同様とする。

5 非電磁的家事調停事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非電磁的家事調停事件記録の保存又は裁判所若しくは調停委員会の執務に支障があるときは、することができない。

6 第二百七十七条第一項に規定する事項についての調停事件において、当事者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合には、裁判所書記官に對し、電磁的家事調停事件記録の閲覧等（第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写又は前項の規定による書面の交付若しくは電磁的記録の提供をいう。次項及び第六項において同じ。）を請求することができる。

7 第二百五十九条第一項において準用する第七十六条第一項に規定する電子審判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は電子決定書（第二百五十八条第一項において準用する第八十一条第一項において準用する第七十六条第二項及び第三項の規定により作成され、ファイルに記録された電磁的記録をいう。第二百六十九条第二項において同じ。）に記録されている事項第一項において成立した合意を記録し、又は調停をしないものとして、若しくは調停が成立しないものとして事件が終了した旨を記録した電子調書に記録されている事項

8 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

9 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、電磁的家事調停事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

10 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的家事調停事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記録され、家庭裁判所は、申立てをした場合の当該事項の全部若しくは一部を記録され、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的家事調停事件記録に記録されている事項についても、同様とする。

4 電磁的家事調停事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に對し、電磁的家事調停事件記録の閲覧等（第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写又は前項の規定による書面の交付若しくは電磁的記録の提供をいう。次項及び第六項において同じ。）を請求することができる。

5 第二百五十八条第一項において準用する第七十六条第一項に規定する電子審判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は電子決定書（第二百五十八条第一項において準用する第八十一条第一項において準用する第七十六条第二項及び第三項の規定により作成され、ファイルに記録された電磁的記録をいう。第二百六十九条第二項において同じ。）に記録されている事項第一項において成立した合意を記録し、又は調停をしないものとして、若しくは調停が成立しないものとして事件が終了した旨を記録した電子調書に記録されている事項

6 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

7 第二百五十九条第一項において準用する第七十六条第一項に規定する電子審判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は電子決定書（第二百五十八条第一項において同じ。）に記録されている事項第一項において成立した合意を記録し、又は調停をしないものとして、若しくは調停が成

立しないものとして事件が終了した旨を記録した電子調書に記録されている事項

8 第二百五十五条 家事調停の申立ては、申立て書（次項及び次条において「家事調停の申立て書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならない。

9 第二百五十六条 家事調停の申立てには、次に掲げる事項を記載しなければならない。

10 一 当事者及び法定代理人

11 二 申立ての趣旨及び理由

12 三 家事調停の申立て

13 四 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項が第三十八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十二条の十二第一項の規定又は第三十八条第二項において読み替えて準用する同法第三十二条の十三の規定によりファイルに記録された場合における当該事項の規定は電磁的家事調停事件記録の閲覧及び複写の請求について、それぞれ準用する。

14 第二百五十七条 家事調停の申立てについて、同条第五項の規定は電磁的家事調停事件記録の閲覧等の許可の申立てについて、同条第五項の規定は電磁的家事調停事件記録の閲覧及び複写の請求について、それぞれ準用する。

15 第二百五十八条 家事調停の手続の規定の準用等

16 第二百五十九条 第四十一一条から第四十三条までの規定は家事調停の手続における参加及び排除について、第四十四条の規定は家事調停の手続における受継について、第五十一条から第五十五条までの規定は家事調停の手続の期日について、第五十六条から第六十二条まで及び第六十四条の規定は家事調停の手続における事実の調査及び証拠調べについて、第六十五条の規定は家事調停の手続における子の意思の把握等について、第七十三条、第七十四条、第七十六条（第一項ただし書を除く。）の規定は、家事調停の申立てについて準用する。この場合において、第四十九条第四項中「第一項」とあるのは、「第一百五十五条第二項」と読み替えるものとする。

17 第二百五十九条 家事調停の申立ての送付等

18 第二百六十一条 家事調停の申立てが不適法であるときは、家庭裁判所は、申立てが不適法であると認められるときは、家庭調停の申立てがあつたことを通知することをもつて、家庭調停の申立ての送付又はこれに代わる通知をすることができる。

19 第二百五十四条の三 当事者は、裁判所書記官に對し、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭調停事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

20 第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行ふことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家庭調停の申立てをしなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家庭調停に付さなければならぬ。前項の事件について家庭調停の申立てをすることが相当ないと認めるときは、この限りでない。

21 第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行ふことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家庭調停の申立てをしなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家庭調停に付さなければならぬ。前項の事件について家庭調停の申立てをする場合は、事件を管轄権を有する家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭調停事件を處理するため特に必要があると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に處理させることができる。

22 第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行ふことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家庭調停の申立てをしなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家庭調停に付さなければならぬ。前項の事件について家庭調停の申立てをする場合は、事件を管轄権を有する家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭調停事件を處理するため特に必要があると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に處理させることができる。

23 第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行ふことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家庭調停の申立てをしなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家庭調停に付さなければならぬ。前項の事件について家庭調停の申立てをする場合は、事件を管轄権を有する家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭調停事件を處理するため特に必要があると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に處理させることができる。

24 第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行ふことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家庭調停の申立てをしなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家庭調停に付さなければならぬ。前項の事件について家庭調停の申立てをする場合は、事件を管轄権を有する家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭調停事件を處理するため特に必要があると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に處理させることができる。

25 第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行ふことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家庭調停の申立てをしなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家庭調停に付さなければならぬ。前項の事件について家庭調停の申立てをする場合は、事件を管轄権を有する家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭調停事件を處理するため特に必要があると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に處理させることができる。

26 第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行ふことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家庭調停の申立てをしなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家庭調停に付さなければならぬ。前項の事件について家庭調停の申立てをする場合は、事件を管轄権を有する家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭調停事件を處理するため特に必要があると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に處理させることができる。

27 第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行ふことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家庭調停の申立てをしなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家庭調停に付さなければならぬ。前項の事件について家庭調停の申立てをする場合は、事件を管轄権を有する家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭調停事件を處理するため特に必要があると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に處理させることができる。

28 第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行ふことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家庭調停の申立てをしなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家庭調停に付さなければならぬ。前項の事件について家庭調停の申立てをする場合は、事件を管轄権を有する家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭調停事件を處理するため特に必要があると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に處理させることができる。

29 第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行ふことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家庭調停の申立てをしなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家庭調停に付さなければならぬ。前項の事件について家庭調停の申立てをする場合は、事件を管轄権を有する家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭裁判所に處理させなければならない。ただし、家庭調停事件を處理するため特に必要があると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に處理させすることができる。

- 2 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会から調停が成立すべき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、離婚又は離縁についての調停事件については、適用しない。
- 第五節 調停の成立によらない事件の終了**
- (調停をしない場合の事件の終了)
- 第二百七十二条** 調停委員会は、事件が性質上調停を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、家事調停事件を終了させることができる。
- (調停の不成立の場合の事件の終了)
- 第二百七十三条** 調停委員会は、当事者間に合意(第二百七十七条第一項第一号の合意を含む。)が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合には、調停が成立しないものとして、家事調停事件を終了させることができる。ただし、家庭裁判所が第二百八十四条第一項の規定による調停に代わる審判をしたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により家事調停事件が終了したときは、家庭裁判所は、当事者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。
- 4 第一項の規定により別表第二に掲げる事項についての調停事件が終了した場合には、家事調停の申立ての時に、当該事項についての家事審判の申立てができる。
- 第二百七十三条** 家事調停の申立ては、家事調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下さることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、遺産の分割の調停の申立ての取下げは、相続開始の時から十年を経過した後には、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、親権者の指定の調停の申立ては、家事調停事件が終了する前で

2 あつても、家庭裁判所の許可を得なければ、取扱うことができない。

- 4 第八十二条第三項及び第四項並びに民事訴訟法第二百六十二条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げについて準用する。この場合において、第八十二条第三項中「前項ただし書、第五十三条(第一百九十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百九十九条第二項」とあるのは、「第二百七十三条第二項」と、同法第二百六十二条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日」とあるのは、「家事調停の手続の期日」と読み替えるものとする。
- 第六節 付調停等**
- (付調停)
- 第二百七十四条** 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟又は家事審判事件が係属している場合には、裁判所は、当事者(本案について被告又は相手方の陳述がされる前においては、原告又は申立人に限る。)の意見を聴いて、いつでも、職権で、事件を家事調停に付することができる。
- 2 裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所及び高等裁判所は、第一項の規定により事件を調停に付する場合には、前項の規定にかかると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができる。
- 3 家庭裁判所及び高等裁判所は、第一項の規定にかかると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。
- 4 前項の規定により家庭裁判所又は高等裁判所が調停委員会で調停を行うときは、調停委員会は、当該裁判所がその裁判官の中から指定する裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。

2 あつても、家庭裁判所の許可を得なければ、取扱うことができない。

- 4 第二項の規定により家庭裁判所が第一項の規定にかかると認めるとときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。
- 2 前項の規定により事件を調停に付したときは、家庭裁判所は、家事調停事件が終了するまで、家事審判の手続を中止することができる。
- 第二百七十五条** 家事調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は訴訟が係属している裁判所が第二百五十七条第二項若しくは前条第一項の規定により事件を調停に付したときは、訴訟が係属している裁判所は、家事調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。
- 2 家事調停の申立てがあつた事件について家事審判事件が係属しているとき、又は家事審判事件が係属している裁判所が前条第一項の規定により事件を調停に付したときは、家事審判事件が係属している裁判所は、家事調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。
- 3 家事調停の申立てがあつた事件について家事審判事件が係属しているとき、又は家事審判事件が係属している裁判所が前条第一項の規定により事件を調停に付したときは、家事審判事件が係属している裁判所は、家事調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。
- 4 第二項の規定により高級裁判所が自ら調停を行ふ場合についてのこの編の規定の適用については、第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、又は次条第一項若しくは七十四条第一項の規定による審判が確定したときは、当該訴訟について訴えの取下げがあつたものとみなす。
- 2 家事審判事件が係属している裁判所が第二百八十四条第一項の規定による審判が確定したときは、当該訴訟について訴えの取下げがあつたものとみなす。
- 3 家事審判事件が係属している裁判所が第二百八十四条第一項の規定による審判が確定したときは、当該訴訟について訴えの取下げがあつたものとみなす。

2 あつても、家庭裁判所の許可を得なければ、取扱うことができない。

- 4 第二項の規定により高級裁判所が自ら調停を行ふ場合についてのこの編の規定の適用については、第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、又は次条第一項若しくは七十四条第一項の規定による審判が確定した場合は、当該訴訟について訴えの取下げがあつたものとみなす。
- 第二章 合意に相当する審判**
- (合意に相当する審判の対象及び要件)
- 第二百七十七条** 人事に関する訴え(離婚及び離縁の訴えを除く。)を提起することができる事
- 2 あつても、家庭裁判所の許可を得なければ、取扱うことができない。
- 3 前項の規定によれば、その効力を生じない。
- 2 不変期間内にしなければならない。
- 3 前項の期間は、異議の申立てをすることができる者が、審判の告知を受けた日から、あつてはその者が審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合にあつては当事者が審判の告知を受けた日(二以上あるとき

は、当該日のうち最も遅い日）から、それぞれ進行する。

第二百八十条 家庭裁判所は、当事者がした前条

第一項の規定による異議の申立てをする権利は、放棄することができる。（異議の申立てに対する審判等）

4 第一項の規定による異議の申立てをする権利は、放棄することができる。第一項の規定による異議の申立てが不適法であるとき、又は異議の申立てに理由がないと認めるとときは、これを却下しなければならない。利害関係人がした同項の規定による異議の申立てが不適法であるときも、同様とする。

2 异議の申立て人は、前項の規定により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 家庭裁判所は、当事者から適法な異議の申立てがあつた場合において、異議の申立てを理由があると認めるときは、合意に相当する審判を取り消さなければならない。

4 利害関係人から適法な異議の申立てがあつたときは、合意に相当する審判は、その効力を失う。この場合においては、家庭裁判所は、当事者に対し、その旨を通知しなければならない。

5 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたもののみなす。（合意に相当する審判の効力）

第二百八十二条 第二百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有する。

2 前項の合意に相当する審判は、子の親権者の指定につき当事者間で合意が成立しないとき、又は成立した合意が相当でないと認めるときは、子の親権者を指定しなければならない。（婚姻の取消しについての合意に相当する審判の特則）

第二百八十三条 父が嫡出否認についての家事調停の手続において、婚姻の取消しについての合意に相当する審判をするときは、この合意に相当する審判において、当事者間の合意に基づき、子の親権者を指定しなければならない。（婚姻の取消しについての合意に相当する審判の特則）

第二百八十三条 父が嫡出否認についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該の特則

申立てに係る子のために相続権を害される者その他父の三親等内の血族が父の死亡の日から一年以内に嫡出否認の訴えを提起したときは、父がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたもののみなす。

（嫡出否認の審判の通知）

第二百八十三条の二 家庭裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子の嫡出否認についての合意に相当する審判が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫（事件の記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る）に対し、當該合意に相当する審判の内容を通知するものとする。

（認知の無効についての調停の申立ての特則）

第二百八十三条の三 認知をした者が認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子のために相続権を害される者その他認知をした者の三親等内の血族が認知をした者の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効の訴えを提起したときは、認知をした者がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたもののみなす。（異議の申立て等）

3 家庭裁判所は、調停に代わる審判において、当事者に對し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができない。

（調停に代わる審判の原則）

第二百八十五条 家事調停の申立ての取下げは、停に代わる審判がされた後は、することができない。

10 当事者は、調停に代わる審判の告知前に限り、第八項の共同の申出を撤回することができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

（調停に代わる審判の効力）

第二百八十七条 前条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判は確定した第三十九条の規定による審判と同一の効力を、その余の調停に代わる審判は確定判決と同一の効力を有する。

（第四章 不服申立て等）

第二百八十八条 家事調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については、特別の定めのある場合を除き、それぞれ前編第一章第二节及び第三節の規定を準用する。

（家庭裁判所による義務の履行状況の調査及び履行の勧告）

第二百八十九条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所（第九十一条第一項（第六十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により抗告裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては第一審裁判所である家庭裁判所、第五百五条の規定により高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては本案の家事審判事件の第一審裁判所である家庭裁判所。以下同じ。）は、権利者の申出があるときは、その審判（抗告裁判所又は高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては、その裁判。第二百九十条の規定により別表第二に掲げる事項に對して、その義務の履行状況を調査し、義務者に對し、その義務の履行を勧告することができる。）で定められた義務の履行を勧告することができる。

（家庭裁判所による義務の履行状況の調査及び履行の勧告）

第二百九十条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所並びに前項の規定による調査及び勧告を受けた家庭裁判所（以下この条规定による調査及び勧告を受ける家庭裁判所）という。は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。

（家庭裁判所による義務の履行状況の調査及び履行の勧告）

第二百九十条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所並びに前項の規定による調査及び勧告を受けた家庭裁判所（以下この条规定による調査及び勧告を受ける家庭裁判所）とい

の家庭環境その他の環境の調整を行うために必要な措置をとらせることができる。

5 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に必要な調査を官庁公署その他適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対して必要な報告を求めることができる。

(調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等)

第二百八十九条の二 関係人(前条第一項の規定による調査及び勧告の事件の関係人をいう。以下この条から第二百八十九条の四までにおいて同じ。)は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項及び第四項において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

前項の規定は、調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録中の録音テープ等に関する規定は、適用しない。この場合において、関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に對し、これらの物の複製を請求することができる。

3 調査及び勧告をする家庭裁判所は、関係人から前二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

4 第四十七条第六項の規定は第一項及び第二項の規定による請求について、同条第七項の規定は調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求について、それぞれ準用する。

(調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録の閲覧等)

第二百八十九条の三 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官により対し、最高裁判所規則で定めるところにより、調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求について、それぞれ準用する。

定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。次項及び第三項において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したもののが閲覧を請求することができる。

2 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて該書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを受け付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを受け付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 調査及び勧告をする家庭裁判所は、関係人から前三項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

5 第四十七条の二第四項(第一号に係る部分を除く。)の規定は第一項から第三項までの規定による請求について、第四十七条第七項の規定は第一項及び第二項の規定による請求について、それぞれ準用する。

(調査及び勧告の事件に関する事項の証明)

第二百八十九条の四 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、第二百八十九条の規定による調査及び勧告の事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を

証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したもの最も最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

2 調査及び勧告をする家庭裁判所は、関係人から前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

(調停又は調停に代わる審判において定められた義務) 第二百八十九条の五 第二百八十九条から前条までの規定は、調停又は調停に代わる審判において定められた義務(高等裁判所において定められたものを含む。次条第三項において同じ。)の履行及び調停前の処分として命じられた事項の履行について準用する。

(義務履行の命令) 第二百九十条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、その審判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずる審判をすることができる。この場合において、その命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠つた義務の全部又は一部についてするものとする。

2 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、前項の規定により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならぬ。

3 前二項の規定は、調停又は調停に代わる審判において定められた義務の履行について準用する。

4 前三项に規定するもののほか、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による義務の履行を命ずる審判の手続については、第二編第一章に定めるところによる。

5 第一項(第三項において準用する場合を含む。)の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

この法律に規定するもののほか、過料についての裁判に関しては、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五編の規定（同法第二百十九条並びに第二百二十二条第一項及び第三項の規定並びに同法第二百二十条及び第二百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。）並びに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百四十四条の規定を準用する。

（人の秘密を漏らす罪）

第二百九十二条 参与員、家事調停委員又はこれらの職にあつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（評議の秘密を漏らす罪）

第二百九十三条 家事調停委員又は家事調停委員であつた者が正当な理由なく評議の経過又は裁判官、家事調停官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。参与員又は参与員であつた者が正当な理由なく裁判官又は参与員の意見を漏らしたときも 同様とする。

		（施行期日）	
		（民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日から第三項まで）	
		（附則（令和六年五月二十四日法律第三百三十九条）抄）	
項	事項	根拠となる法律の規定	
三 選任	成年後見人の 判の取消し	民法第七条 民法第十一条及び同法第十九条第二項において準用する同条第一項	（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）
二 一 二 三	成年後見 後見開始の審 判の取消し	民法第七条 民法第十一条及び同法第十九条第二項において準用する同条第一項	（附則（令和六年五月二十四日法律第三百三十九条）抄）

四 十 九	三 十 九	二 十 九	一 十 九	二 十 八	二 十 七	保 佐	十六 の 二	十六	分 理 に 関 す る 処
四 十 九	三 十 九	二 十 九	一 十 九	二 十 八	二 十 七	保 佐	十六 の 二	十六	成年後見に關する管理の期間の計算の期間の申長
保 佐 人 の 解 任	保 佐 人 に つ い て の 許 可	保 佐 人 の 選 任	保 佐 人 の 同意 の 取 消 し	保 佐 人 の 定 め の 審 判	保 佐 人 を 得 な れ ば な ら 不 可 行 為	保 佐 人 の 同 意 の 定 め の 審 判 の 取 消 し	保 佐 人 の 同 意 の 定 め の 審 判 の 取 消 し	民法第 十 三 条 第三 項	民法第 十 一 条
六 条	民法第八百七十六条の 第二項において準用する 同法第八百四十条	民法第八百七十六条の 第二項において準用する 同法第八百四十三条第 二項及び第三項	民法第八百七十六条の 第二項において準用する 同法第八百四十三条第 二項及び第三項	民法第八百七十六条の 第一項並びに同条第 二項において準用する 同法第八百四十三条第 二項及び第三項	民法第十 四 条 第一 項及 び第 十九 条第 一 項(同 条第二 項にお いて準 用する 場合を含 む。)	民法第 十三 条第 二 項	民法第 十三 条第 三 項	民法第 十一 条	民法第八百七十三条の 二ただし書 し書

八 百 十	七 百 十	六 百 十	五 百 十	四 百 十	三 百 十	二 百 十	一 百 十	百 十	百 十	百 十	百 十	百 十	百 九	百 八
取消 し	任 意 後 見 監 督 人 の 解 任	任 意 後 見 監 督	任 意 後 見 監 督 人 の 辭 任 に つ い て の 許 可	后 见 开 始 的 審 判 等 的 处 分	任 意 后 见 监 督 人 的 职 务 关 系	任 意 后 见 监 督 人 的 选 任	任 意 后 见 监 督 人 在 更 换 中 被 选 任 的 场 合	任 意 后 见 监 督 人 被 选 任 的 场 合	任 意 后 见 监 督 人 被 选 任 的 场 合	任 意 后 见 监 督 人 被 选 任 的 场 合	任 意 后 见 监 督 人 被 选 任 的 场 合	任 意 后 见 监 督 人 被 选 任 的 场 合	民 法 第 千 四 十 九 条 第 一 项	民 法 第 千 四 十 九 条 第 二 项
使 定 め 及 び そ の 二 第一 項 及 び 第 二 項	人 の 權 限 の 行 使 方 式 の 變 更 に つ い て の 規 定 事 件	民 法 第 千 四 十 九 条 第 二 项	民 法 第 千 四 十 九 条 第 一 项											

